

香取市交通事業者乗務員確保等支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰等による経営難に伴う乗務員確保策の硬直化に直面している交通事業者に対して、香取市交通事業者乗務員確保等支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、経営難の解消に寄与し、乗務員の確保の促進と、地域に不可欠な交通手段を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) バス事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。
- (2) タクシー事業 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）をいう。

(支援金の種類)

第3条 支援金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 採用支援金
- (2) 免許取得支援金

(支援対象事業者)

第4条 支援金の交付対象となる者（以下「支援対象事業者」という。）は、次に掲げる事業者とする。ただし、次に掲げる事業者の採用する者が市内の勤務又は市内を起点に発着する勤務に従事する場合に限る。

- (1) 第7条の規定により支援金の交付申請を行う日（以下、「申請日」という。）において市域内を運行するバス路線を有する事業者
- (2) 申請日において市内に営業所を置くタクシー事業者（個人を除く。）又は市内で営業（市デマンド交通を含む。）するタクシー事業者（個人を除く。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市が運行主体となる公共交通を運行する事業者

(支援対象経費)

第5条 支援金の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で支援対象事業者に対し支援金を交付する。

ただし、支援対象事業者が国土交通省、公益社団法人日本バス協会等から別に補助金等の交付を受ける場合は、支援対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

（支援金の交付申請）

第7条 支援対象事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、香取市交通事業者乗務員確保等支援金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和7年2月10日までに市長へ提出しなければならない。

- （1）採用を確認できる書類（内定通知の写しや勤務先が確認できる書類等）
- （2）支援対象経費が確認できる書類（自動車教習所の見積明細書等）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、香取市交通事業者乗務員確保等支援金交付決定通知書（別記第2号様式）又は香取市交通事業者乗務員確保等支援金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、支援対象事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（交付の請求）

第9条 前条の規定により交付決定通知を受けた支援対象事業者が支援金の交付を受けようとするときは、香取市交通事業者乗務員確保等支援金交付請求書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）支援金の使途を証する書類又は支払が確認できる書類

（交付決定の取り消し）

第10条 市長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）虚偽の申請により支援金の交付を受けたとき。
- （3）支援金の交付決定の条件に違反したとき。

（支援金の返還）

第11条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した支援金があるときは、期限を定めて、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和 7 年 2 月 28 日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 5 条関係)

支援金の種類	支援対象期間	支援率		支援額
(1) 採用支援金	令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日 まで	乗務員 1 名採用毎に支援金を 交付する		1 人当たり 30 万円
(2) 免許取得支援金		支援対象経費	支援率	支援上限額
		支援対象期間 に採用する従 業員の二種免 許取得又は指 定講習に係る 次の経費 ア) 自動車教習 所入学金 イ) 適正検査料 ウ) 学科教習料 エ) 学科、技能 教習料 オ) 効果測定料 カ) 教材費 キ) 写真代 ク) 検定料 ケ) 講習費	対象経費合 計額の 1 / 2 以内 (その額 に千円未満 の端数があ るときは、こ れを切り捨 てた額) ただし、香取 市に住所を 有する者 (支 援対象期間 内に香取市 に住所を有 する予定で ある者を含 む。) である 場合は、支援 上限額と比 較し、その低 い方の全額 とする。	1 人当たり 50 万円

